平成２３年（ヒ）第１００２号
島根県松江市東茶町８番地
清算株式会社　株式会社ＫＳＭ
清算人　中村　寿夫
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１００１号
島根県松江市玉湯町玉造328番地
清算株式会社　株式会社玉井管財
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第７号
香川県観音寺市坂本町５丁目18番37号
清算株式会社　コック食品株式会社
清算人　津村　精一
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（ヒ）第８号
香川県観音寺市坂本町５丁目18番37号
清算株式会社　株式会社関空デリカ
代表清算人　森　　公一
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０４７号
東京都港区西新橋１丁目７番13号虎ノ門イーストビルディング１階
清算株式会社　大多喜ゴルフ株式会社
代表清算人　池永　惠一
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　協定条項
１　定義
協定債権（清算株式会社が「大多喜カントリークラブ」の名称で営んでいたゴルフ場（以下「本ゴルフ場」という）の会員が有する預託金債権のほか、日本土地建物株式会社（以下「日本土地建物」という）が有する求償債権及び勧友エンタープライズ株式会社（以下「勧友エンタープライズ」という）が有する貸金債権がこれに該当する）のうち、元本部分（利息及び遅延損害金を除く）を「特別清算債権」という。但し、清算株式会社が協定債権者に対する債権を有する場合は、当該債権と協定債権のうち元本とを対当額で相殺した後の残額を特別清算債権とする。
特別清算債権のうち、金融機関からの借入金について保証履行したことに基づく日本土地建物が有する求償債権（21億3125万円）及び勧友エンタープライズが有する貸金債権（４億円）以外の債権を「一般債権」といい、一般債権を有する協定債権者を「一般債権者」という。
特別清算債権のうち、日本土地建物が有する求償債権（21億3125万円）及び勧友エンタープライズが有する貸金債権（４億円）を「劣後債権」という。
２　弁済の基本方針
清算株式会社においては、①株式会社レイクウッド大多喜（以下「レイクウッド大多喜」という）の株式の譲渡代金を含む、平成23年７月末時点で清算株式会社が保有する現預金を原資として、協定債権者に対し、第１回弁済を行い、②清算株式会社が保有するその他の資産の換価が全て完了した時点で確保された全ての現預金（第１回弁済後の現預金の残額及び今後の資産の換価処分によって得られた現預金）を原資として、第２回弁済を行うことを予定している。
但し、劣後債権については、第１回弁済のみを行うこととし、また、第１回弁済において、日本土地建物が有する求償債権への弁済率は、一般債権への弁済率の２分の１に相当する割合とする。
３　破産との比較
仮に、清算株式会社が破産した場合、弁済原資から破産管財人の報酬が差し引かれるほか、劣後債権と一般債権に対して債権額に按分で配当がなされる結果、破産配当率は26％を下回る金額となる。
これに対し、本協定案においては、日本土地建物の協力を前提に、一般債権者に対して28％を超える弁済を実現することができることから、本協定案は、清算株式会社が破産した場合に比べて、一般債権者に有利な内容となっている。
４　協定債権の弁済
⑴　一般債権の弁済
ア　第１回弁済
清算株式会社は、一般債権者に対して、①当該債権者から振込口座の指定を受けた日から３か月以内、または②本協定の認可決定確定日から７か月以内のいずれか早い日までに、各一般債権の28％に相当する金員（別紙「弁済計画表」の「第１回弁済額」欄記載の金額）を弁済する。
イ　第２回弁済
清算株式会社は、清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、①清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、一般債権者に対して、各一般債権額の割合に応じて按分して弁済する。
ウ　追加弁済
上記ア及びイの弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、一般債権者に対して、各一般債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、下記５⑴に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
⑵　劣後債権の弁済
ア　日本土地建物に対する弁済
清算株式会社は、日本土地建物に対して、①振込口座の指定を受けた日から３か月以内、または②本協定の認可決定確定日から７か月以内のいずれか早い日までに、求償債権の14％に相当する金員（別紙「弁済計画表」の「第１回弁済額」欄記載の金額）を弁済する。
イ　勧友エンタープライズに対する弁済
清算株式会社は、勧友エンタープライズに対して、①振込口座の指定を受けた日から３か月以内、または②本協定の認可決定確定日から７か月以内のいずれか早い日までに、貸金債権の28％に相当する金員（別紙「弁済計画表」の「第１回弁済額」欄記載の金額）を弁済する。
５　協定債権の免除
⑴　元本
一般債権については、第２回弁済時に、各一般債権者の一般債権の総額から上記４⑴ア及びイの各弁済額を控除した残額について免除を受ける。
劣後債権については、本協定の認可決定時に、劣後債権の総額から上記４⑵の弁済額を控除した残額について免除を受ける。
⑵　利息債権及び遅延損害金請求権
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定時に、全額免除を受ける。
６　共益的及び優先債権の弁済
①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権及び④裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
７　その他の通則
⑴　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。